

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
政 策 経 営 部
行 政 経 営 課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目 次

条 例

- 条例第26号 宇治市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する
条例……………（人事課）…2
- 条例第27号 宇治市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例……………（人事課）…2
- 条例第28号 宇治市市税条例等の一部を改正する条例
……………（市民税課）…2
- 条例第29号 宇治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する
条例……………（消防総務課）…4
- 条例第30号 宇治市福祉未来基金条例……………（地域福祉課）…4
- 条例第31号 宇治市総合野外活動センター条例の一部を改正する条
例……………（生涯学習課）…4

規 則

- 規則第33号 宇治市職員休暇規則の一部を改正する規則
……………（人事課）…5
- 規則第34号 宇治市職員退職手当支給規則の一部を改正する規則
……………（人事課）…5
- 規則第35号 宇治市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する
規則……………（人事課）…9
- 規則第36号 宇治市総合野外活動センターの使用料に関する規則の一
部を改正する規則……………（生涯学習課）…9

告 示

- 告示第79号 宇治市子育て支援医療費支給事業実施要綱の一部を改
正する要綱……………（年金医療課）…9
- 告示第85号 宇治市国民健康保険被保険者証の無効
……………（国民健康保険課）…10
- 告示第86号 宇治市国民健康保険被保険者証の無効
……………（国民健康保険課）…10
- 告示第87号 宇治市国民健康保険高齢受給者証の無効
……………（国民健康保険課）…10

公 告

- 公告第39号 農業委員会定例総会の招集…（農業委員会事務局）…10

教 育 委 員 会

- 告示第15号 宇治市私立幼稚園就園助成費補助金交付要綱の一部を
改正する要綱……………10

公 営 企 業

- 公告第17号 宇治市排水設備指定工事業者の指定……………11
- 公告第18号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定……………11

正 誤

- 2015年（平成27年）12月25日付け宇治市公報第2083号
……………11
- 2017年（平成29年）1月27日付け宇治市公報第2136号
……………11

条 例

宇治市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成29年7月3日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第26号

宇治市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

宇治市職員の退職手当に関する条例（昭和26年宇治市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第10条第10項第3号中「の規定による」を「に規定する」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「の規定による」を「に規定する」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準（以下「指導基準」という。）に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導（以下「職業指導」という。）を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第10条第11項各号列記以外の部分中「各号の規定」を「各号に掲げる者」に改め、同項第2号中「相当する額」を「相当する金額」に改め、同項第5号中「の紹介した」を「、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した」に、「又は」を「又は」に改める。

附則に次の1項を加える。

12 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第11項第5号の改正規定及び附則第3項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第10条第10項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第12項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した宇治市職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）であつて、同条例第10条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日がこの条例の施行の日以後であるものについて適用する。

3 退職職員であつて、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第10条第11項（第5号に係る部分に限り、宇治市職員の退職手当に関する条例第10条第15項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

（揭示済）

宇治市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成29年7月3日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第27号

宇治市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

宇治市職員の育児休業等に関する条例（平成4年宇治市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

第3条第6号中「その他」を「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行つていないが、当面その実施が行われないことその他」に改める。

第4条中「その他」を「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行つていないが、当面その実施が行われないことその他」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（揭示済）

宇治市市税条例等の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成29年7月3日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第28号

宇治市市税条例等の一部を改正する条例

(宇治市市税条例の一部改正)

第1条 宇治市市税条例（昭和51年宇治市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第67条の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第67条の2 法第349条の3第28項の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法第349条の3第29項の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法第349条の3第30項の条例で定める割合は、2分の1とする。

第70条の2第2項各号列記以外の部分中「以後3年」を「から起算して3年」に、「各年度」を「各年度とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第81条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。同条において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」に改める。

第81条の2第1項各号列記以外の部分中「以後3年」を「から起算して3年」に、「各年度」を「各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」に改め、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に、「各年度」を「各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」に改める。

附則第3条の3第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第8条の3中第14項を第16項とし、第13項の次に次の2項を加える。

14 法附則第15条第44項の条例で定める割合は、2分の1とする。

15 法附則第15条第45項の条例で定める割合は、3分の2とする。

（宇治市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 宇治市市税条例の一部を改正する条例（平成26年宇治市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項中「新条例附則第21条の2」を「宇治市市税条例附則第21条の7」に改める。

附則第6条の表以外の部分中「に係る新条例第89条及び新条例附則第21条の2」を「の種別割に係る宇治市市税条例第89条及び附則第21条の7」に、「規定中」を「同条例の規定中」に改め、同条の表を次のように改める。

第89条第2号 ア ^(イ)	3, 900円	3, 100円
第89条第2号 ア ^(イ) a	6, 900円 10, 800円	5, 500円 7, 200円
第89条第2号 ア ^(イ) b	3, 800円 5, 000円	3, 000円 4, 000円
附則第21条の 7第1項	第89条	宇治市市税条例の一部を改正する条例（平成26年宇治市条

		例第21号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第89条
附則第21条の 7第1項の表第 2号ア ^(イ) の項	第2号ア ^(イ)	平成26年改正条例 附則第6条の規定により読み替えて適用される第89条第2号ア ^(イ)
	3, 900円	3, 100円
附則第21条の 7第1項の表第 2号ア ^(イ) aの項	第2号ア ^(イ) a	平成26年改正条例 附則第6条の規定により読み替えて適用される第89条第2号ア ^(イ) a
	6, 900円 10, 800円	5, 500円 7, 200円
附則第21条の 7第1項の表第 2号ア ^(イ) bの項	第2号ア ^(イ) b	平成26年改正条例 附則第6条の規定により読み替えて適用される第89条第2号ア ^(イ) b
	3, 800円 5, 000円	3, 000円 4, 000円

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中附則第3条の3第1項の改正規定及び次条の規定

平成31年1月1日

(2) 第2条の規定 平成31年10月1日

(3) 第1条中附則第8条の3中第14項を第16項とし、第13項の次に2項を加える改正規定（同条第15項に係る部分に限る。） 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の宇治市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例第67条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第70条の2第2項及び第81条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は

損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成29年7月3日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第29号

宇治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

宇治市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年宇治市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「にあつては」を「には」に、「よつて」を「より」に改め、同項第2号本文中「にあつては」を「には」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「よつて」を「より」に、「433円を、第2号から第5号」を「333円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号から第6号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第2号に該当する扶養親族」に、「にあつては」を「には」に、「367円」を「300円」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第3号及び第4号を1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の宇治市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第3項の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 新条例第5条第3項の規定は、平成29年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき理由の生じた宇治市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに適用日前に支給すべき理由の生じた適用日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき理由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき理由の生じた適用日以前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

（損害補償の額の特例）

3 前項の規定にかかわらず、適用日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「特例期間」という。）に支給すべき理由の生じた損害補償及び適用日前に支給すべき理由の生じた特例期間に係る傷病補償年金等の額は、新条例第5条第3項の規定により加算して得た補償基礎額を基礎として算定した額と改正前の宇治市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第5条第3項の規定を適用するとした場合における同項の規定により加算して得た補償基礎額を基礎として算定した額とのいずれか多い額とする。

（損害補償の内払）

4 旧条例の規定に基づく特例期間に支給すべき理由の生じた損害補償及び適用日前に支給すべき理由の生じた特例期間に係る傷病補償年金等として支給された金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

（揭示済）

宇治市福祉未来基金条例を、ここに公布する。

平成29年7月3日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第30号

宇治市福祉未来基金条例

（目的及び設置）

第1条 本市における福祉の発展及び充実に資する事業（以下「事業」という。）の実施に必要な資金に充てるため、宇治市福祉未来基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金は、次の各号に掲げるものをもつて積み立てる。

- (1) 池本菊次氏の遺志による寄附金100,000,000円
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条に定める目的のための寄附金
- (3) 基金の運用から生ずる収益金

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（繰替運用）

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第5条 基金は、事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（揭示済）

宇治市総合野外活動センター条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成29年7月3日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第31号

宇治市総合野外活動センター条例の一部を改正する条例

宇治市総合野外活動センター条例（平成11年宇治市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

グラウンド ・ゴルフ場	幼児、小中学生又は高校生	1人1ラウンド（16ホール）	300円
	大人		400円
幼児、小中学生又は高校生	大人	1人2ラウンド以上	500円
			700円

」

を

「

グラウンド ・ゴルフ場	幼児、小中学生又は高校生	1人	500円
----------------	--------------	----	------

」

大人

700円

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の施行後における施設の使用に係る許可その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（揭示済）

規 則

宇治市職員休暇規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。
平成29年7月3日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第33号

宇治市職員休暇規則の一部を改正する規則

宇治市職員休暇規則（昭和26年宇治市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項口「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親であつて、養子縁組によつて養親となることを希望している」を「養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）である」に、「同条第2項」を「同条第1号」に、「、養子縁組によつて養親となることを希望している者と」を「、養子縁組里親と」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（揭示済）

宇治市職員退職手当支給規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成29年7月3日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第34号

宇治市職員退職手当支給規則の一部を改正する規則

宇治市職員退職手当支給規則（昭和28年宇治市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第15項口「から第12項」を「、第9項、第12項から第14項」に改め、同項を同条第17項とし、同条中第14項を第16項とし、第10項から第13項までを2項ずつ繰り下げ、第9項の次に次の2項を加える。

- 10 条例第10条第10項第2号アに規定する規則で定める者のうち次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者とする。
- (1) 法第24条の2第1項第1号に掲げる者に相当する者 退職職員（退職した条例第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）であつて、法第24条の2第1項第1号に掲げる者に該当するもの
- (2) 法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者 退職

職員であつて、その者を法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば法第24条の2第1項第2号に掲げる者に該当するもの

- (3) 法第24条の2第1項第3号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば法第24条の2第1項第3号に掲げる者に該当するもの

- 11 条例第10条第10項第2号イに規定する規則で定める者は、前項第2号に定める者とする。

別記様式第3号の（第1面）中「 を「 に、「退職し

退職した職員

退職職員

」

た職員の」を「退職職員の」に改め、同様式の（第2面）中「退職事由」を「退職理由」に、「 を

退職の事由

」

「 に改め、同様式の（第3面）中

退職理由

」

「

受講手当	日額	円	月	日支給開始
特定職種	月額	円	月	日支給開始
受講手当	月額	円	月	日支給開始
通所手当	月額	円	月	日支給開始

」

を

「

受講手当	日額	円	月	日支給開始
通所手当	月額	円	月	日支給開始

」

に改め、同様式の（第5面）中「退職した職員の注意事項」を「退職職員の注意事項」に、「、退職の主たる事由」を「、退職理由」に、「、退職した職員の退職前引き続き」を「、退職職員が退職前に引き続いて」に、「、退職した職員を」を「、退職職員を」に、「の被保険者」を「第4条第1項に規定する被保険者」に、「、退職した職員の退職の」を「、退職職員の退職の」に、「⑩欄には、退職した職員」を「⑩欄には、退職職員」に、「、退職した職員の退職時支給した」を「、退職職員に対して退職時に支給した」に改め、「、予告を受けない退職者の退職手当を支給した場合にはその額を」を削り、「を支給しなかつた」を「の全部又は一部を支給しなかつた」に、「理由」を「旨」に、「⑪欄には、退職した職員」を「⑪欄には、退職職員」に改める。

別記様式第4号の（第1面）中「 を「 に改め、同様

退職した職員

退職職員

員」

式の（第2面）中「

⑮ 退職事由
退職の事由

「 に改め、同様式の（

退 職 理 由

第3面）中

受 講 手 当	日 額	円	月	日支給開始
特 定 職 種	月 額	円	月	日支給開始
受 講 手 当	月 額	円	月	日支給開始
通 所 手 当	月 額	円	月	日支給開始

を

受 講 手 当	日 額	円	月	日支給開始
通 所 手 当	月 額	円	月	日支給開始

に改める。

別記様式第8号口「

受講手当	日	円
特定職種	日	円
受講手当	日	円
通所手当	日	円

「 に、「職氏名」を「職及び

受講手当	日	円
通所手当	日	円

氏名」に、「注意事項」を「（注）」に改める。

別記様式第10号の（表）中「又は職業紹介事業者」を「、地方公共団体又は職業紹介事業者」に改め、同様式の（裏）の注書第1項中「就業手当等」を「就業手当に相当する退職手当等」に、「就業手当の」を「就業手当に相当する退職手当の」に改め、同様式の（裏）の注書第5項中「記載。）」を「記載）」に改め、同様式の（裏）の注書第8項中「、「職業紹介事業者」を「、「地方公共団体」とは、職業安定法（昭和22年法律第141号）の規定に基づき職業紹介事業を行う地方公共団体のことをいい、「職業紹介事業者」に改める。

別記様式第11号及び別記様式第12号を次のように改める。

別記様式第11号（第6条関係）

移転費に相当する退職手当支給申請書

① 申請者	氏 名											支 給 番 号				
	移転前の住所又は居所															
	移転後の住所又は居所															
② 就職先の事業所	名 称															
	所 在 地															
③ 就職決定年月日	年 月 日	※ 雇 用 期 間														
④ 受講する公共職業訓練等を行う施設	名 称															
	所 在 地															
⑤ 受講指示年月日	年 月 日	⑥ 受講開始年月日	年 月 日	⑦ 受講終了予定年月日	年 月 日											
⑧ ②の事業所へ職業紹介したことを証明する。 年 月 日														管轄公共職業安定所長		印
⑨ 移転開始予定年月日	年 月 日	⑩ 乗車（船）の場 所（出発空港）					⑪ 下車（船）の場 所（到着空港）									
⑫ 移転する者の氏名	⑬ 生 年 月 日	⑭ 続柄	※ 鉄 道 賃			※ 船 賃		※ 航空賃		※ 車 賃		※ 移転料		※ 着 後 手 当	※ 計	
			距離	運賃	急 行 料	計	距離	運賃	距離	運賃	距離	支給額	距離	支給額		支給額
本 人			キ ロ メートル	円	円	円	キ ロ メートル	円	キ ロ メートル	円	キ ロ メートル	円			円	
家 族																
※合 計			キ ロ メートル				キ ロ メートル		キ ロ メートル		キ ロ メートル	円	円	円	円	
										⑮ 就職先の事業主から支給される就職支度費の額				円		
										※ 差 引 支 給 額				円		
上記のとおり移転費に相当する退職手当の支給を申請します。																
任命権者宛て																
														申請者氏名	印	

(注)

- この申請書は、移転の日の翌日から起算して1箇月以内に、受給資格者証を添えて任命権者に提出すること。この場合において、公共職業安定所の紹介した職業に就くために移転する場合は、⑧欄に管轄公共職業安定所において証明を受けること。
- 就職するために移転する場合には、④欄から⑦欄までは記載しないこと。
- 公共職業訓練等を受講するために移転する場合には、②欄及び③欄は記載しないこと。
- ⑩欄には、移転のために出発する予定年月日を記載すること。
- ⑫の家族欄には、随伴する同居の親族のうち申請者の収入によって生計を維持している者について記載すること。この場合には、その事実を証明することができる書類を添えること。
- ⑮欄には、この就職について就職先の事業主から就職準備金その他移転に要する費用が支給された場合又は支給される予定がある場合に、その総額を記載すること。
- ※印欄には、記載しないこと。

別記様式第12号（第6条関係）

求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書

① 申請者	氏 名			性 別	男・女	支給 番号	
	住 所 又 は 居 所						
② （広域求職活動支援費）	訪問事業所	名 称		所 在 地			
	宿 泊 地	() 公共 職業安定所関係	() 公共 職業安定所関係	() 公共 職業安定所関係	() 公共 職業安定所関係		
泊 数	泊	泊	泊	泊	泊		

③ ②の広域求職活動を紹介したことを証明する。

年 月 日

管轄公共職業安定所長



④ 上記のとおり求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当の支給を申請します。

年 月 日

任命権者宛て

申請者氏名



※ 任命権者 記載欄	区 間	鉄 道 賃				船 賃		航空賃		車 賃		宿泊 料 (円)	計 (円)	鉄道距離 換算 キロ数 (キロメートル)
		距 離 (キロメートル)	運賃 (円)	急行 料金 (円)	計 (円)	距 離 (キロメートル)	運賃 (円)	距 離 (キロメートル)	運賃 (円)	距 離 (キロメートル)	支給 額 (円)			
	合 計													

⑤ 求人者から支給される広域求職活動に要する費用の額

円

※ 差 引 支 給 額

円

(注)

- ③欄に求職の申込みをしている管轄公共職業安定所において証明を受けた後、広域求職活動を終了した日の翌日から起算して10日以内に受給資格者証を添えて任命権者に提出すること。
- ⑤欄には、訪問事業所の事業主から求職活動のための費用が支給された場合又は支給される予定がある場合に、その総額を記載すること。
- ※印欄には、記載しないこと。

別記様式第12号の2の（裏）の注書第1項中「短期訓練受講費」を「求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当」に改める。

別記様式第12号の3の（裏）の注書第1項中「求職活動関係役務利用費」を「求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当」に、「求職活動関係役務利用費の」を「求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当の」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されている改正前の宇治市職員退職手当支給規則の様式により使用されている書類は、改正後の宇治市職員退職手当支給規則の様式によるものとみなす。

（揭示済）

宇治市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成29年7月3日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第35号

宇治市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

宇治市職員の育児休業等に関する規則（平成4年宇治市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第1号中「、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による」を「保育所等における」に改め、同条第2号中「児童福祉法」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」に、「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親であつて、養子縁組によつて養親となることを希望している」を「養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）である」に、「同条第2項」を「同条第1号」に、「、養子縁組によつて養親となることを希望している者と」を「、養子縁組里親と」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（揭示済）

宇治市総合野外活動センターの使用料に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成29年7月3日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第36号

宇治市総合野外活動センターの使用料に関する規則の一部を改正する規則

宇治市総合野外活動センターの使用料に関する規則（平成11年宇治市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第7号本文中「減額。」を「減額」に改め、同号ただし書を削り、同号ア中「財団法人宇治市体育協会（昭和48年11月10日に財団法人宇治市体育協会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般財団法人宇治市体育協会」に改め、同条第2項第3号中「又はスティック・ボール」を削る。

別表中

	スポッティングスコープ	1台1回	200	
グラウンド・ゴルフ場	スティック・ボール	1セット1回	100	

を

	スポッティングスコープ	1台1回	200	
--	-------------	------	-----	--

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、宇治市総合野外活動センター条例の一部を改正する条例（平成29年宇治市条例第31号）の施行の日から施行する。ただし、第4条第1項第7号アの改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宇治市総合野外活動センターの使用料に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料及び使用料の減免について適用し、同日前の使用に係る使用料及び使用料の減免については、なお従前の例による。

（揭示済）

告 示

宇治市告示第79号

宇治市子育て支援医療費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

平成29年6月30日

宇治市長 山本 正

宇治市子育て支援医療費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

宇治市子育て支援医療費支給事業実施要綱（平成5年宇治市告示第109号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「による」を「の規定による」に改め、同条第2項第1号中「第11条第1項第4号」を「第6条第1項」に、「扶助を受けている」を「被保護者の属する」に改め、同項第2号中「により、福祉医療費受給者証」を「第7条第1項の規定により同項に規定する福祉医療費受給者証」に、「一人親家庭児」を「同要綱第2条第3号に規定する一人親家庭児」に、「又は」を「又は同条第1号に規定する」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める」を「、対象者が保険医療機関等に支払うべき医療費の額から、保険医療機関等ごとに1箇月につき200円を控除した」に改め、同項各号を削る。

第10条第1項各号列記以外の部分中「、次の各号のいずれかに該当する」を「、対象者が当該医療費の支給額を保険医療機関等に支払った」に、「現金を」を「現金を当該」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「、子育て支援医療費支給申請書を月の初日から1箇月を単位として、市長」を「、月の初日から1箇月を単位として、子育て支援医療費支給申請書により市長」に、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改め、同条第3項中「当該申請者」を

「同項の規定による申請をした者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年9月1日から施行する。ただし、第3条並びに第10条第2項及び第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条第1項及び第10条第1項の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市告示第85号

宇治市国民健康保険被保険者証の無効について

次の国民健康保険被保険者証を無効としたので告示します。

平成29年7月14日

宇治市長 山本 正

- | | |
|---------------|------------|
| 1 保険者番号 | 260059 |
| 2 被保険者証の記号 | 宇6002 |
| 3 被保険者証の番号 | 5640 |
| 4 被保険者証の資格取得日 | 平成29年4月25日 |
| 5 被保険者証の交付日 | 平成29年4月27日 |
| 6 無効とする日 | 平成29年6月19日 |
| 7 理由 | 盗難 |

宇治市告示第86号

宇治市国民健康保険被保険者証の無効について

次の国民健康保険被保険者証を無効としたので告示します。

平成29年7月14日

宇治市長 山本 正

- | | |
|---------------|------------|
| 1 保険者番号 | 260059 |
| 2 被保険者証の記号 | 宇2871 |
| 3 被保険者証の番号 | 0010 |
| 4 被保険者証の資格取得日 | 平成16年4月11日 |
| 5 被保険者証の交付日 | 平成28年4月1日 |
| 6 無効とする日 | 平成29年6月16日 |
| 7 理由 | 本人の申出 |

宇治市告示第87号

宇治市国民健康保険高齢受給者証の無効について

次の国民健康保険高齢受給者証を無効としたので告示します。

平成29年7月14日

宇治市長 山本 正

- | | |
|---------------|------------|
| 1 保険者番号 | 260059 |
| 2 高齢受給者証の記号 | 宇2871 |
| 3 高齢受給者証の番号 | 0010 |
| 4 高齢受給者証の発行期日 | 平成28年8月1日 |
| 5 高齢受給者証の交付日 | 平成28年8月1日 |
| 6 無効とする日 | 平成29年6月16日 |
| 7 理由 | 本人の申出 |

公 告

宇治市公告第39号

農業委員会定例総会の招集について

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第1回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

平成29年7月14日

宇治市長 山本 正

開会日時 平成29年7月20日 14時45分

開会場所 宇治市役所 8階 大会議室

- 付議事項
- 1 会長の選出について
 - 2 会長職務代理者の選出について
 - 3 農地利用最適化推進委員の委嘱について
 - 4 その他

教 育 委 員 会

宇治市教育委員会告示第15号

宇治市私立幼稚園就園助成費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

平成29年6月30日

宇治市教育委員会

委員長 加賀爪 毅

宇治市私立幼稚園就園助成費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宇治市私立幼稚園就園助成費補助金交付要綱（平成元年宇治市教育委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「幼児が」を「当該幼児が」に改め、同条第5項各号列記以外の部分中「、「290,000円」とあり」を削り、「211,000円」を「223,000円」に、「115,200円」を「139,200円」に、「217,000円」を「272,000円」に改め、同項第7号中「市長」を「教育長」に改め、同条第8項中「前各項に」を「前各項の規定により」に改める。

別表第1中「

272,000円	290,000円
272,000円	290,000円
115,200円	211,000円

」

「

272,000円	308,000円
272,000円	308,000円
139,200円	223,000円

」

別表第2中「

を

290,000円
290,000円
211,000円

」

「

に改める。

308,000円
308,000円
223,000円

」

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宇治市私立幼稚園就園助成費補助金交付要綱の規定は、平成29年度以後の年度分の補助金について適用し、平成28

年度分までの補助金については、なお従前の例による。

(揭示済)

公 営 企 業

宇治市上下水道事業公告第17号

宇治市排水設備指定工事業者の指定について

宇治市排水設備指定工事業者規程（平成24年宇治市水道事業管理規程第7号）第5条の規定により、宇治市排水設備指定工事業者を次のとおり指定したので、同規程第16条第1項の規定により公告します。

平成29年7月14日

宇治市長 山本 正

指定番号 第355号 日笠設備工業株式会社

宇治市上下水道事業公告第18号

宇治市指定給水装置工事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、平成29年7月3日付けで、宇治市指定給水装置工事業者として、次の者を指定したので公告します。

平成29年7月14日

宇治市長 山本 正

指定番号 第449号 株式会社藤野設備工業

正 誤

2015年（平成27年）12月25日付け宇治市公報第2083号中

ページ	欄	行	誤	正
1	左	下から 1行目	公印の調整及び廃止	公印の調製及び廃止

2017年（平成29年）1月27日付け宇治市公報第2136号中

ページ	欄	行	誤	正
1	左	下から 6行目	公印の調整及び廃止	公印の調製及び廃止

